

農業水利施設電気料金高騰対策緊急支援事業補助金交付等要綱

令和4年11月24日付け施管第756号農政部長通知
一部改正 令和5年7月5日付け施管第373号農政部長通知

第1 趣旨

原油価格の高騰により電気料金が値上がりし、土地改良区及び土地改良区連合（以下「土地改良区等」という。）が管理する農業水利施設に係る維持管理費が増大していることから、土地改良区等の安定的な運営を図るため、土地改良区等に対し、電気料金の値上がり分について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号。以下「規則」という。）及び北海道補助金等交付規則の運用について（昭和47年4月1日付け局総第303号副出納長通達。以下「運用」という。）に定めるもののほか、この要綱によるものとする。

第2 補助対象者

土地改良区等

第3 助成

1 補助の対象となる経費及び補助率は、次のとおりとする。

(1) 補助対象経費

土地改良区等が管理する農業水利施設（この要綱で助成する補助金と同種の支援金等を受ける施設を除く。）における令和5年5月から8月までの各月分と令和4年の同月分を比較して値上がりした電気料金で、次により算出した額の合計額

① 基本料金

令和5年基本料金 － 令和4年基本料金

② 電力量料金及び燃料費調整

値上がり単価（令和5年単価（電力量料金単価＋燃料費調整単価）－令和4年単価（電力量料金単価＋燃料費調整単価）） × 令和5年電力使用量

(2) 補助率

10分の7以内

2 補助金の交付申請

(1) 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、規則第3条の規定に基づき行う告示（以下「事業告示」という。）の定めるところにより、農政第1号様式（北海道補助金等交付規則に定める申請書等の様式（農政部）（昭和49年4月1日告示第809号）に定める農政様式をいう。以下「農政第○号様式」において同じ。）の補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添えて、総合振興局長又は振興局長（以下「総合振興局長等」という。）に申請を行うものとする。

ア 事業実績書（農政第2号様式）

イ 補助金等交付申請額算出調書（農政第14号様式）

ウ 経費の配分調書（農政第18号様式）

エ 事業精算書（農政第31号様式）

オ 補助対象経費内訳書（別記第1号様式）

- (2) 補助事業者は、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請を行うものとする。ただし、交付申請時において、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。

3 補助金の交付の決定及び額の確定の通知

- (1) 総合振興局長等は、規則第6条の規定による補助金の交付の決定及び規則第15条の規定による補助金の額の確定通知を、別記第2号様式の指令書により行うものとする。

- (2) 総合振興局長等は、補助事業者が2(2)のただし書きにより補助金の交付申請を行った場合には、次の事項を交付決定の条件として追加するものとする。

補助事業者は、消費税及び地方消費税の確定申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、農業水利施設電気料金高騰対策緊急支援事業補助金交付等要綱（令和4年11月24日付け施管第756号農政部長通知）に定める別記第3号様式により、その金額を速やかに総合振興局長（振興局長）に報告するとともに、当該金額を返還しなければなりません。

また、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定の日の翌年6月30日までに総合振興局長（振興局長）に報告するとともに、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額の確定後は速やかに総合振興局長（振興局長）に報告し、当該金額を返還しなければなりません。

4 補助金の交付の決定の取消し

総合振興局長等は、3の交付の決定及び額の確定があった後において、補助事業者が、次のいずれかに該当する行為を行ったときは、3の交付の決定及び額の確定の全部若しくは一部を取り消すことができるものとする。

- (1) 虚偽の申請によりこの補助金を過大に請求し、又は受領したとき。
(2) 補助事業に関して不正に他の補助金等（道以外の者が補助事業者に対して交付する補助金その他の助成を含む。）を重複して受領したとき。
(3) 前各号に掲げる場合のほか、補助事業に関して、この補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく総合振興局長等の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。

5 補助金の返還

総合振興局長等は、補助金の交付の決定を取り消した場合であって、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、期限を定めて、当該補助金の

返還を命ずるものとする。

6 違約延滞金

補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければならない。

7 帳簿及び書類の備え付け

補助事業者は、補助事業に関する帳簿及び書類を備え、この補助事業に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるようこれを整理し、かつ、当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

8 補助事業者に対する調査等

総合振興局長等は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、補助事業者に対し、報告を求め、又は道の職員に帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

9 その他

この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は別に定める。

補助対象経費内訳書 （農業水利施設電気料金高騰対策緊急支援事業）

土地改良区等名

○ 対象施設名

注 土地改良区等が管理する農業水利施設（貯水池、用（排）水機場、頭首工等）のうち令和5年度に電力を使用した施設の名称を記載すること。

○ 補助対象経費（電気料金の値上がり分）

契約 種別	（注2） 使用月	基本料金（円）（注1）			電力量料金及び燃料費調整（円）（注2）								（注3） 備考	
		R5 基本料金 A	〔 R4 基本料金 〕 B	補助対象経費算 出額 C=A-B	R5単価（円/kW）			〔 R4単価（円/kW） 〕			値上がり単 価 （円/kW） J=F-I	R5 電力使用量 （kWh） K		補助対象経費算 出額 L=J*K
					電力量 料金単価 D	燃料費 調整単価 E	F=D+E	電力量 料金単価 G	燃料費 調整単価 H	I=G+H				
低圧 供給	5月													
	6月													
	7月													
	8月													
低圧供給小計														
高圧 供給	5月													
	6月													
	7月													
	8月													
高圧供給小計														
		補助対象経費算出額 ①基本料金			補助対象経費算出額 ②電力量料金及び燃料費調整									
		補助対象経費												

注1 令和5年5月から8月までの各月分と令和4年の同月分を比較して値上がりした額とし、基本料金を記載すること。

なお、基本料金の値上がりがあった使用月のみ記載すること。

2 令和5年5月から8月までの各月分と令和4年の同月分を比較して、値上がり単価に電力使用量を乗じた額とし、電力量料金単価、燃料費調整単価及び電力使用量を記載すること。

また、値上がり単価が複数ある場合は、適宜行を追加して使用すること。

なお、値上がり単価があった使用月のみ記載すること。

3 「備考」には、消費税仕入控除税額について、これを減額した場合には「減額した金額 円」と、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含む税額」とそれぞれ記載すること。

別記第2号様式（第3－3関係）

（記号）第 号指令

（補助事業者）

年 月 日に申請のあった農業水利施設電気料金高騰対策緊急支援事業については、申請内容のとおり承認し、金 円を補助するとともに、同額を補助金の確定額とします。ただし、次の事項を守らなければなりません。

年 月 日

北海道 総合振興局長（振興局長） 印

- 1 この補助金の交付の対象となる補助事業の名称及び経費並びに補助金の額は、次のとおりです。

補助事業名	補助対象経費	補助金の額
農業水利施設電気料金高騰対策緊急支援事業	円	円

- 2 補助事業に関する帳簿及び書類を備え、この補助事業に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるようこれを整理し、かつ、これを当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければなりません。
- 3 次の各号のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがあります。
- (1) 虚偽の申請によりこの補助金を過大に請求し、又は受領したとき。
- (2) 補助事業に関して不正に他の補助金等（道以外の者が補助事業者に対して交付する補助金その他の助成を含む。）を重複して受領したとき。
- (3) 前各号に掲げる場合のほか、補助事業に関して、この補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく総合振興局長（振興局長）の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。
- 4 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければなりません。
- 5 補助事業者は、補助事業の執行に当たり、法令の定めによるほか、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号）、農業水利施設電気料金高騰対策緊急支援事業補助金交付等要綱（令和4年11月24日付け施管第756号農政部長通知）及びこの決定の内容に従わなければなりません。
- 6 補助金の予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、報告を求め、又は道の職員に帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは質問させることがあるので、これに協力しなければなりません。

（ 部 課 係 ）

注 要綱第3の2(2)のただし書きにより交付申請を行った場合には、次の条件を追加すること。

補助事業者は、消費税及び地方消費税の確定申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、農業水利施設電気料金高騰対策緊急支援事業補助金交付等要綱（令和4年11月24日付け施管第756号農政部長通知）に定める別記第3号様式により、その金額を速やかに総合振興局長（振興局長）に報告するとともに、当該金額を返還しなければなりません。

また、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定の日の翌年6月30日までに総合振興局長（振興局長）に報告するとともに、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額の確定後は速やかに総合振興局長（振興局長）に報告し、当該金額を返還しなければなりません。

（記号）第 号
年 月 日

北海道 総合振興局長（振興局長） 様

補助事業者（団体等名及び代表者氏名）㊤

補助金に係る消費税等仕入控除税額について

年 月 日付け（記号）第 号指令で補助金の交付決定を受けた農業水利施設電気料金高騰対策緊急支援事業について、同指令条件第 項の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

1	補助金の確定額	金	円
2	補助金の確定時における消費税等仕入控除税額	金	円
3	消費税及び地方消費税の確定に伴う補助金 に係る消費税等仕入控除税額	金	円
4	要補助金返還相当額（3-2）	金	円

（注） 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・消費税確定申告書付表2「課税売上高・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入割合が5パーセント以下であることを確認できる資料

5 当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載

[]

（注） 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る消費税等仕入控除税額がない場合、その理由を記載

{ }

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・補助事業者等が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入割合が5パーセントを超えることを確認できる資料

注 この報告書には、3の金額の内訳を記載した書面（別紙「補助金に係る消費税等仕入控除税額の内訳」）を添付すること。

補助金に係る消費税等仕入控除税額の内訳

補助事業者 _____

課税売上割合95%以上	個別対応方式	一括比例配分方式	課税売上割合	%
-------------	--------	----------	--------	---

区分	補助対象 経費 ①	①の内訳		②のうち 消費税等 相当額 ③	③の内訳			仕入控除 税額 ⑥	補助率 ⑧	補助金に係る 消費税等 仕入控除税額 ⑦×⑧
		課税対象 ②	非課税		課税売上 対応 ④	共通売上 対応 ⑤	非課税 売上対応			
	円	円	円	円	円	円	円	円	%	円
計								⑦		

注1 「③の内訳」欄については、課税売上割合が95%未満の事業者で個別対応方式を採用している場合のみ記載すること。

注2 「仕入控除税額」欄の算出は、次のとおりとする。

- (1) 課税売上割合が95%以上の事業者の場合・・・③=⑥
- (2) 課税売上割合が95%未満の事業者で個別対応方式を採用している場合・・・④+ [⑤×(課税売上割合)]
- (3) 課税売上割合が95%未満の事業者で一括比例配分方式を採用している場合・・・③×(課税売上割合)